議案第２６号　参考資料

川崎市教育文化会館条例等の一部改正の方針について

※7/21教育委員会会議資料

議案第８号～１３号

川崎市教育文化会館条例等の一部改正の方針について

１　使用料等改定の考え方

平成２６年７月に策定された「使用料・手数料の設定基準」に基づき、全市的な使用料・手数料の見直しが行われることに合わせ、「教育文化会館」、「川崎市民館・労働会館」、「市民館」、「有馬・野川生涯学習支援施設」、「青少年の家」、「八ケ岳少年自然の家」、「日本民家園」及び「青少年科学館」に設定された「標準的受益者負担割合（25.0%）」と、令和５・６年度決算額をベースとした「平均的受益者負担割合」を比較し、乖離がある場合には使用料等の見直しを行う。

２　受益者負担割合について

（１）標準的受益者負担割合

基礎的（公共関与の必要性 大）		市場的（民間同種・類似施設　多） Ⅰ	受益者負担割合	Ⅱ	受益者負担割合	Ⅲ	受益者負担割合		選択的（公共関与の必要性 小）
	C	ＣⅠ　５０%程度		ＣⅡ　７５%程度		ＣⅢ　１００%程度		C	
	B	ＢⅠ　２５%程度 ■教育文化会館・市民館・有馬・野川生涯学習支援施設 ※川崎市民館・労働会館(開館前) ■青少年の家 ■八ケ岳少年自然の家	15.7 21.6 12.4	ＢⅡ　５０%程度		ＢⅢ　７５%程度		B	
	A	ＡⅠ　０%		ＡⅡ　２５%程度		ＡⅢ　５０%程度		A	
		■こども夢パーク ■黒川青少年野外活動センター	0.0 0.0	■日本民家園 ■青少年科学館	14.6 17.5				
		Ⅰ		Ⅱ		Ⅲ			
		非市場的（民間同種・類似施設　少）							

※公の施設（広く一般市民が利用し、使用料について実質的に決定できる施設）の使用料について、施設の性格や、その施設で提供しているサービス内容に応じて、市場性（縦軸）及び公共関与の必要性（横軸）により９区分の標準的受益者負担割合（0～100%）を設定

（注）表中の受益者負担割合は令和５・６年度決算の平均値

（２）令和５・６年度決算額をベースとした「平均的受益者負担割合」

施設名	標準的受益者負担割合	受益者負担割合		平均的受益者負担割合	改定内容
		R5	R6		
教育文化会館・市民館・有馬・野川生涯学習支援施設 ※川崎市民館・労働会館（開館前）	**25.0%**	15.8%	15.5%	**15.7%**	1.1倍
青少年の家	**25.0%**	22.5%	20.6%	**21.6%**	改定なし
八ケ岳少年自然の家	**25.0%**	12.3%	12.5%	**12.4%**	1.1倍・市外料金設定
日本民家園	**25.0%**	14.0%	15.2%	**14.6%**	1.1倍
青少年科学館	**25.0%**	18.3%	16.6%	**17.5%**	1.1倍

●「青少年の家」については、「標準的受益者負担割合(25.0%)」に対して、「平均的受益者負担割合(21.6%)」が±２割以内であるため、改定は行わない。

●「標準的受益者負担割合」と「平均的受益者負担割合」の間に大幅な乖離がある場合でも、1.1倍を超える改定は行わない。

●「八ケ岳少年自然の家」については、「市外居住者区分の設定」を同時に行う。

３　条例改正の方針

下の表中の各条例で定めている使用料等について、「現行の金額」に対して「改定後の金額」が1.1倍になるように改定を行う。なお、「改定後の金額」は令和９年４月１日から適用する。

＜改定する主な使用料等（例）＞

条例名	主な使用料等	現行の金額	1.1倍（10円未満切捨て）	改定後の金額
川崎市教育文化会館条例	大会議室（午前）	3,240円		3,560円
川崎市川崎市民館・労働会館条例	ルーム１(午前)	1,230円		1,350円
川崎市市民館条例	高津市民館 第１会議室（午前）	1,230円		1,350円
川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例	集会室（午前）	2,680円		2,940円
川崎市立日本民家園条例	入園料	550円（一般） 330円（高校生・大学生65歳以上の者）		600円（一般） 360円（高校生・大学生65歳以上の者）
川崎市青少年科学館条例	一般投影の観覧料	400円（一般） 200円（高校生・大学生65歳以上の者）		440円（一般） 220円（高校生・大学生65歳以上の者）

４　幸市民館改修に伴う料金改定について

幸市民館改修工事により、第１会議室の面積及び定員が他の会議室と同規模となることから、改修後の利用料金を他の会議室と同額とする。

（１）面積・定員

	現行		改修後	
	面積(㎡)	定員(人)	面積(㎡)	定員(人)
第１会議室	107	60 →	58	30
第２会議室	54	30	52	30
第３会議室	54	30	61	30
第４会議室	54	30	61	30

（２）改定額

会議室名	現行の使用料	改修後の利用料金
第１会議室(午前)	2,120円	
第２会議室(午前) 第３会議室(午前) 第４会議室(午前)	1,230円 → 1.1倍 (10円未満切捨て)	1,350円